

# 静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 平成18年1月27日(金) 午後1時30分～午後3時00分

2 場 所 静岡家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

上野美義, 児平隆一, 清水孝男, 杉山孝, 高野康代, 津久井典子, 都築雅彦, 橋本誠一, 真子義秋(以上, 学識経験者), 伊藤みさ子, 杉本喜三郎(以上, 弁護士), 内山梨枝子, 木村烈(以上, 裁判官)

(事務担当者)

津田豊(事務局長), 奥山淳一(首席家庭裁判所調査官), 後藤秀俊(家事首席書記官), 横尾力(少年首席書記官), 酒井真光(主任家庭裁判所調査官)

(庶務)

北島孝子(総務課長)

4 議 事

(1) 補導委託についての説明

奥山首席家庭裁判所調査官から, 補導委託の概要, 補導委託の対象となる少年, 補導委託の期間, 補導委託先及び補導委託先の開拓活動について説明がなされた。

(2) 意見交換

各委員からの意見等の概要は別紙のとおり

(3) 次回委員会のテーマについて

少年事件における関係機関, 地域社会との連携 — 保護観察について

5 次回期日について

平成18年4月下旬ころとし, 後日, 日程調整のうえ決定する。

6 閉会

(別 紙)

- 年間の補導委託件数は何件くらいあるのか。
- 試験観察決定を受けた少年の十数パーセント程度である。
- 適当な補導委託先（以下「委託先」という。）がないため、補導委託とは別の処遇とせざるをえなかったケースはあるのか。
- 委託先は県外も含めて探すが、どうしても適当な委託先がない場合は、別の処遇を選択せざるをえない場合もありえる。
- 県内で特別養護老人ホームが2件登録されているが、登録の経緯を知りたい。
- 登録前に少年をボランティアとして通わせ、老人ホーム側の受入体制が整った段階で正式に登録した。少年を通わせることになるので交通の便の悪い所では困るが、本件は、交通の便がよいというメリットもあり、委託先として登録することができた。
- 委託先に謝礼は支払われるのか。
- 補導委託費として少年のために必要となった食費、交通費及び日用品費などの全部又は一部を支払っている。
- 補導委託中に事故等が起こった場合、だれが責任を負うのか。
- 受託者に指導監督上の過失が認められるケースにおいて、補導委託は、家庭裁判所が少年の処遇手続きとして試験観察を選択し、経過観察をするについて民間を組み入れたものであり、補導委託中の少年に対する受託者の補導行為は、国家賠償法上は「公権力の行使」に当たるとし、最終的には国が責任を負うとされた裁判例もある。
- 何らかの保険には入らないのか。
- 補導委託するについて、保険に入ることを義務づけてはいない。
- ボランティア保険について、裁判所で何らかの手当てはできないのか。
- 今後、委託先を拡大充実させるについて、懸念事項を整理し、受け入れてもらいやすくなるよう検討する必要があると考えている。
- 委託先としては、公的な施設でもよいのか。
- 民間が前提であるが、公立ではだめということはない。ただ、なるべく家庭的

な環境の中で社会生活と職業訓練をさせたいので、できれば公的な施設ではなく、個人の委託先を開拓したいと考えている。

- 補導委託とは、地域に宣伝するものではなく、市民の善意により支えられている制度ではないのか。
- 現在、2か所の老人ホームしか委託先になっていないが、お願いすればもっと増えるのではないか。老人ホームを始めとする老人福祉施設は、補導委託の受入先として大変有望なところだと思う。
- ほめられたことに対する感動で少年は立ち直ると思う。県に老人ホームの紹介を依頼すればよいのではないか。
- 自営業者や中小企業主で円満な家庭であればよいのではないか。町の商工会の会長等に話してみたらどうか。
- トラック協会や土木建築組合、すし組合等の総会でお願いしたらどうか。
- 今後、補導委託の受入先を拡大していくためには、単にパンフの作成やホームページへの掲載等の広報を強化すれば足りるというのではなく、人と人とのつながりを活用することが大事である。裁判所から直接お願いに行ったり、一緒に懇談をするくらい関係をつくるのが大事だと思う。
- 定年退職を目前に控えた「団塊の世代」にも働きかけるとよいのではないか。彼らの中には、定年退職後に何らかの社会貢献をしたいと考えている人も多いはずだ。
- 現在の登録先だけで本当に足りないのか。
- 少年を身柄ごと預かってもらえる委託先が少ないのが現状である。他の裁判所と共同で利用している場合もあるので、なるべく多く登録したいと考えている。また、職業指導をしてもらえる委託先や再犯防止のための教育的指導をしてもらえる委託先も必要である。
- 家裁調査官等が補導委託中の少年の状況が把握できないと困るので、できれば当裁判所に近い委託先を開拓したいと考えている。
- 職業訓練を求められても、補導委託の期間が3か月程度では成果が出せないのではないか。

- 社会生活をしていく中で、仕事を一生懸命続けること自体が生活体験として意味があるのであり、長期間の継続は必ずしも必要ではない。ただし、補導委託終了後も、保護観察決定により、そのまま委託先に住み込むケースはある。
- 昔は、少年の更生のためにとお願いすると理解を得られることが多かったように思うが、最近は拒絶されることが多くなった。
 

少年も、事件を起こすと勤務先から解雇されたりして、そのまま雇ってもらえること自体が難しい場合が多い。しかし、雇用主が少年のよい面を認めている場合は雇用を継続してもらえるケースもある。事件を起こす少年は、悪い面ばかりではないとわかっている雇用主や、非行少年と現実接触过したことがある雇用主等をリスト化しておき、補導委託を依頼すればよいのではないか。
- 少年と、生活と仕事を24時間共有できる人でなくてもよいのか。
- 委託先で生活し、委託先とは別のところで仕事をすることもできる。ただし、補導委託の相手方は、あくまで当該委託先であり、作業時間、作業内容及び作業場所における少年の動向等を十分に把握できる態勢を整えておいてもらう必要がある。
- 複数の受託者に協力してもらう方法もよいのではないか。
- 昔は、民生委員や保護司のことを地域の皆知っており、社会的ステータスさえあった。今はボランティアの時代と言われているが、何らかの犯罪に関わった少年の受入れは嫌がる人が多い。それをしている人を社会が尊敬できるようになるか、謝礼を払うかしなければ、民間に受け入れてもらえるのは無理なのではないか。表彰制度でもあれば、喜ぶ人もいるかもしれない。
- 委託されてもうまくいかないケースも多いのではないか。うまくいなくても受託者の責任ではないことを周知する必要があるのではないか。
- 何かあれば家裁調査官が委託先に駆けつけ、サポートする。
- うまくいかないケースは、少年と委託先とがうまく合わない場合と思われる。したがって、委託先を選択するに当たり、登録先は多い方がありがたい。
- 補導委託の制度はもっと活用されるべきと思う。少年の中にある様々な面を開花させるには、マッチングの問題もあるので、家庭裁判所はいろいろなバージョ

ンの委託先を持っている必要があると思う。条件について柔軟に対応できるのであれば、更なる委託先の開拓はできるのではないか。

- 地域等のサポートがないと受託者は苦勞すると思う。委託先をオープンにして地域で支援していくのは難しいのか。
- 受託者をオープンにすれば、地域社会から支援を受けられる場合もあるかもしれないが、少年のことを他の従業員には一切知らせていない場合など、知られると困る受託者もいると思われる。
- 家庭が経済的に大変な少年の場合、少年自身も経済的に苦しい場合が多い。仕事をしていく中で人と付き合いながら情操を養うのはよいが、自活しなければならぬ少年にとっては、幾ばくかの賃金をもらえて、補導委託の期間が終わったときに、それが収入として残っていなければ、きついと思う。
- 少年が仕事をした場合、その対価をどう考えるのか。
- 少年に作業をさせることも補導の一環として行われるものであるが、作業の内容や形態によって、賃金や報奨金が支払われる場合がある。賃金や報奨金は、少年が無駄遣いをしないようにするため、必要な都度少年に確認させながら預金化したり、受託者が預かるなどして管理し、補導委託が終わったときに少年に渡すようにしている場合が多いようである。
- 安価な労働力を確保できる手段として手をあげる企業もあるのではないか。
- 委託先の登録については、家裁調査官が十分調査し、安心できるところを登録している。

以 上